

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：千葉県
農業委員会名：栄町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,270	160				1,430
経営耕地面積	1,049	52		1		1,102
遊休農地面積	12	12				24
農地台帳面積	1,248	222				1,470

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	436
自給的農家数	40
販売農家数	396
主業農家数	64
準主業農家数	81
副業的農家数	251

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	484
女性	231
40代以下	35

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	42
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	4
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 1 年 0 3 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	10

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1440ha	298ha	20.7%
課 題	高齢化等により農業従事者が減少しており、農地の利用を担い手に集積しているが、さらに集積を図るための担い手の確保、農地中間管理事業の周知などが必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
350 ha	370 ha	72 ha	105.7%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 酒直地区等町農政部局と連携し、担い手農家への集積を推進する。 土地改良の推進地区の会議に出席し、中間管理事業制度を説明し、集積を推進する。 農地利用最適化推進委員が担当地区内の農家の相談に対応し、集積を推進する。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 請方地区、押付地区及び酒直南部地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、担い手と打合せを重ねながら、所有者への説明会を開催し、担い手農家への集積を推進した。 土地改良区単位での会議に農業委員・農地利用最適化推進委員と出席し、農地中間管理事業の説明を年間を通して行った。 農業委員、農地利用最適化推進員に対し研修会を行い、事業の理解を深めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年間集積目標面積52haに対し、集積実績が約72haとなった。
活動に対する評価	<p>請方地区等を中心に農業委員・農地利用最適化推進員・事務局が推進活動を行い、約72haの集積が達成された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 請方地区 27.9ha 押付地区 32.2ha 酒直南部地区 11.6ha

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	3 経営体	1 経営体	1 経営体
課題	高齢化の進展や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、担い手の育成や確保を図る必要がある。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	1 経営体	50%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員や農地利用最適化推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行い、町農政部局と連携し、農地の確保等について新規参入者への支援を行う。
活動実績	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、町農政部局と連携し、認定の推進活動を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動の結果 1経営体の参入となった。
活動に対する評価	今後も町農政部局と連携して、認定の推進等図っていく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,464.1ha	24.1ha	1.6%
課 題	農業従事者の高齢化による労働力の低下や後継者不足により、耕作条件の悪い農地などで遊休農地化が進んでいくことが懸念される。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.5 ha	1.4 ha	56.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	20人	8月	10月	
		調査方法	目視による農地全体の巡回調査		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		20人	8月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	2月	調査結果取りまとめ時期 2月～3月	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	437 筆	調査数:	0 筆
		調査面積:	24.5 ha	調査面積:	0 ha
その他の活動	遊休農地のパトロール				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	1.4ha解消されたが、新たに1.8ha増加し、全体で0.4ha増加してしまった。
活動に対する評価	遊休農地の解消につながるよう継続的な指導等が必要である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1, 440ha	0. 1ha
課 題	農地所有者に対し、制度の周知を図り違反転用の発生を防止するとともに、山間などの目が行き届かない農地は、違反転用の発見が遅れるため、地域による監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0. 1 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	○違反転用の発生防止に向けた取組 ・リーフレットを農家に配布する。 ・農地パトロールを実施する。
活動実績	○違反転用の発生防止に向けた取組 ・リーフレットを農家に配布した。(6~7月) ・農地パトロール(①農業委員会総会時 ②県と合同のパトロール)を実施した。
活動に対する評価	新たな違反転用事案が発生しないよう監視を継続実施するとともに、農地所有者への直接的な啓発を行う必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等
詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 10件、うち許可10件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局員による事前書類審査及び担当農業委員と農地最適化推進委員による現地調査を実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき判断根拠を説明し、1件ごとに審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	10 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえ、ホームページで公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	18日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 14件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局員による事前書類審査及び担当農業委員と農地最適化推進委員による現地調査を実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	立地基準、一般基準などの許可基準、転用事業の内容などにより、総合的に判断している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえ、ホームページで公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から60日	処理期間(平均)	31日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		4 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		法人
	提出しなかった理由		
	対応方針	報告書の提出はあったが、提出書類に不備があったため、再提出を求めている。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 651件	公表時期 平成30年4月
		情報の提供方法:ホームページでの公表及び事務局窓口において提示	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 236件	取りまとめ時期 平成31年3月
		情報の提供方法:事務局窓口において情報提供	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,470 ha	
		データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ随時更新。	
		公表:なし	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
----------------	-------------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
--------------------	-------------------------

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--